

「完全移行（2020年4月）に 向けた食品表示基準」

～ 旧基準からの変更点について（再確認） ～

一般社団法人日本ソース工業会
一般社団法人全国トマト工業会
一般財団法人全国調味料・野菜飲料検査協会

目次

1. 食品表示基準施行による改正点
(旧基準からの変更点についての再確認)
2. 品目別の改正ポイント
及び表示例について
(ウスターソース類、トマト加工品、醸造酢)
3. 質疑応答

食品表示基準施行による改正点 (2020年4月1日より完全施行)

1. 原材料と添加物の区別の明確化
2. アレルギー表示に係るルールの改善
3. 栄養成分表示の義務化
4. 製造所固有記号の使用ルールの改善
5. 原料原産地表示制度の改正(※)

※新たな加工食品の原料原産地表示制度は、2022年4月1日より完全施行となります。

1. 原材料と添加物の区分の明確化

原材料と添加物がどちらかわかるように、「添加物」の事項欄を設ける、または「原材料」と「添加物」の区分を明確に表示する必要があります。

表示例① 事項欄を設ける場合(別記様式1)

名称:	ウスターソース
原材料名:	野菜・果実(トマト(米国)、たまねぎ、にんじん、りんご)、糖類(砂糖、ぶどう糖)、醸造酢、食塩、アミノ酸液、発酵調味料、香辛料
添加物:	カラメル色素、甘味料(甘草)、香辛料抽出物、(一部に大豆を含む)

表示例② 事項欄を設けない場合

☆スラッシュで区切るか改行でも対応可能

名称:	ウスターソース
原材料名:	野菜・果実(トマト(米国)、たまねぎ、にんじん、その他)、糖類(砂糖、ぶどう糖)、醸造酢、食塩、アミノ酸液、発酵調味料、香辛料 / カラメル色素、甘味料(甘草)、香辛料抽出物、(一部に大豆を含む)

2. アレルギー表示に係るルールの変更

(1) 特定加工食品及びその拡大表記の廃止

アレルギー物質が含まれていることが明白な食品(特定加工食品)は、アレルギー物質名表記をしなくても良いというルールが廃止されました。(× マヨネーズ、オムレツ、ロールパン、焼きうどん・・・など。代替表記、拡大表記はOK)

(2) 個別表示を原則とし、例外的に一括表示が可能

表示面積が狭い場合、個別表示がなじまない場合などは、一括表示でも可。

(3) 一括表示をする場合、全てのアレルゲンを一括表示欄に表示すること

一括表示欄を見ることで、その食品に含まれる全てのアレルゲンを把握することが可能となります。

表示例①個別表示

☆原材料の場合は、原則、「**原材料名(〇〇を含む)**」と記載
☆添加物の場合は、原則、「**添加物物質名(〇〇由来)**」と記載

名称: ウスターソース
原材料名: 野菜・果実(トマト(米国)、たまねぎ、にんじん、りんご)、糖類(砂糖、ぶどう糖)、醸造酢、食塩、アミノ酸液、発酵調味料(小麦・大豆を含む)、香辛料／カラメル色素、甘味料(甘草)、香辛料抽出物

表示例②一括表示

☆原材料名欄の最後に、その食品に含まれるすべてのアレルゲンを、「**(一部に〇〇・〇〇を含む)**」と記載

名称: ウスターソース
原材料名: 野菜・果実(トマト(米国)、たまねぎ、にんじん、りんご)、糖類(砂糖、ぶどう糖)、醸造酢、食塩、アミノ酸液、発酵調味料、香辛料／カラメル色素、甘味料(甘草)、香辛料抽出物、(一部にりんご・小麦・大豆を含む)

☆個別表示と一括表示を併用する事は出来ません！

※特定原材料に準ずるもの(表示することが推奨されているもの)の品目に、「**アーモンド**」が加わりました！(特定原材料に準ずるものの品目は**21**品目へ！2019.9.19)

3. 栄養成分表示の義務化

原則として、全ての消費者向け加工食品及び添加物への
栄養成分表示が義務付けとなりました。

【義務】

エネルギー(熱量)、たんぱく質、脂質、炭水化物、
食塩相当量で表示

【任意(推奨)】

飽和脂肪酸、食物繊維

【任意(その他)】

糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類など

①表示例

基準別記様式2

栄養成分表示 大さじ1杯15ml当たり		
熱量	30	kcal
たんぱく質	0.3	g
脂質	0.0	g
炭水化物	7.0	g
食塩相当量	1.0	g

②表示例

※ナトリウム塩を添加していない場合の表示例

栄養成分表示 1本/200ml当たり	
熱量	40 kcal
たんぱく質	1.7 g
脂質	0.0 g
炭水化物	9.0 g
ナトリウム (食塩相当量)	0~25 mg 0~0.06 g

- ☆必ず「**栄養成分表示**」と表示すること。(他の文字は使用不可)
- ☆食品単位は100g、100ml、1食分、1包装、その他の1単位のいずれかを表示。
- ☆表示項目の**順番**を変えてはいけない。
- ☆栄養成分の表示は一定値又は下限値及び上限値(**幅表示**)で表示。
- ☆枠は省略可能、横書き等、別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示することも可。
- ☆**ナトリウム塩**を添加していない食品又は添加物は、「食塩相当量」を「**ナトリウム(食塩相当量)**」に代えて表示することもできます。

4.製造所固有記号の使用ルールの改善

- (1)原則として、「同一製品」を「2つ以上の工場」で製造する商品のみ使用可能です。
- (2)新旧記号の区別として、新記号では、頭に「+」を冠し表示します。
- (3)製造所固有記号は、「製造所固有記号制度届出データベース」を使用した届出が必要です。

(4) 製造所固有記号を使用する場合には、次のいずれかの事項を表示します。

- ① 製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
- ② 製造所所在地等を表示したウェブサイトのアドレス等
- ③ 当該製品の製造を行っている全ての製造所所在地等

表示例①

名称 : ウスターソース
(中略) (中略)
販売者: ○○株式会社 **+ABC**
東京都中央区日本橋
小伝馬町□ー□

製造所固有記号の製造所については
下記までお問合せ下さい。
(フリーダイヤル) 0120-000-000

表示例②

名称 : ウスターソース
(中略) (中略)
販売者: ○○株式会社 **+ABC**
東京都中央区日本橋
小伝馬町□ー□

製造所固有記号の製造所については
下記のホームページをご覧ください。
<http://www.xxxyyyzzz.jp>

表示例③

名称 : ウスターソース
(中略) (中略)
販売者: ○○株式会社 **+ABC**
東京都中央区日本橋
小伝馬町□ー□

製造所固有記号の各製造所は下記の通りです。
ABC: ▲▲工場(東京都XX区・・・)
DEF: ●●工場(大阪府XX市・・・)

☆製造所固有記号の届け出は、「表示責任者」が行います。

☆製造所固有記号の有効期間は5年、更新手続きが必要となりました。

☆業務用加工食品・業務用添加物には前頁(1)(4)の規定は適用されません。

◆消費者庁より(2019/8/13)

☆製造所固有記号の届出について、2019年12月27日(金)までに届出されたもの
に関しては2019年度内に審査が完了しますが、それ以降に届出されたもの
については、審査完了が年度をまたぐ可能性があります！

※食品表示基準Q&A(最終改正 令和元年9月19日消食表第320号)の
(固有記号-45)にも掲載されました。

5.原料原産地表示制度の改正

国内で製造し、又は加工した全ての加工食品には、製品に占める重量割合上位1位の原材料について、その「原産国名」を表示します。

◇表示箇所

- ①原料原産地名の事項欄を設け、原材料名に対応させて表示。
- ②原材料名欄に表示してある原材料名に対応させて、括弧を付して原料原産地を表示。

表示例①

名称	トマトジュース
原材料名	トマト、食塩
原料原産地名	国産(トマト)

表示例②

名称	トマトジュース
原材料名	トマト(国産)、食塩

◇表示方法

1. 国別重量順表示 【原則】

対象原材料が国産品である場合は「国産である旨」を、輸入品の場合は「原産国名」を表示します。2か国以上の原産地の原材料を混合して使用している場合は、重量の割合の高いものから順に国名を表示します。

原材料の原産地	表示方法
1か国	トマト(アメリカ)
2か国	トマト(アメリカ、スペイン)
3か国以上	<ul style="list-style-type: none">・すべて表示する場合 トマト(アメリカ、スペイン、ポルトガル、日本)・3か国目以降を「その他」と表示する場合 トマト(アメリカ、スペイン、<u>その他</u>)

☆原産地が3か国以上ある場合、重量割合の高いものから順に2か国を表示し、3か国目以降は「その他」と表示することもできます。

2. 「国別重量順表示」が困難な場合 【例外】

2か国以上の原産地の原材料を使用している場合に、産地の切り替えや重量順の変動により、国別重量順に表示することが困難な場合は、一定の条件の下で、「又は表示」や「大括り表示」が認められます。

(1) 「又は表示」

原産地として**使用可能性のある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法。**

<認める条件>

過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画からみて、**国別重量順表示が困難な場合**には、「又は表示」を用いることができることとし、根拠書類の保管を条件とします。

<誤認防止>

「又は表示」をする場合は、過去の一定期間における**使用実績**又は今後の一定期間における**使用計画**における対象原材料に占める重量の割合(一定期間使用割合)の**高いものから順に表示した旨**の表示を付記します。

<表示例>

名称	トマトケチャップ
原材料名	トマト(アメリカ 又は スペイン 又は ポルトガル)、糖類(砂糖・ぶどう糖果糖液糖、ぶどう糖)、醸造酢、食塩、たまねぎ、香辛料

※トマトの産地は、2018年の使用実績順

(2)「大括り表示」

3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示する方法。輸入品と国産品を混合して使用する場合には、輸入品と国産品との間で、重量割合の高いものから順に表示します。

<認める条件>

過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合には、「大括り表示」を用いることができることとし、根拠書類の保管が条件となります。

<表示例>

◇外国産のみ使用

名称	トマトケチャップ
原材料名	トマト(輸入)、糖類(砂糖・ぶどう糖果糖液糖、ぶどう糖)、醸造酢、食塩、たまねぎ、香辛料

◇外国産と国産を混合して使用し、外国産の方が重量割合が高い場合

名称	トマトケチャップ
原材料名	トマト(輸入、国産)、糖類(砂糖・ぶどう糖果糖液糖、ぶどう糖)、醸造酢、食塩、たまねぎ、香辛料

(3)「大括り表示＋又は表示」

過去の使用実績等に基づき、3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示できるとした上で、「輸入」と「国産」を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に、「又は」でつないで表示する方法。

<認める条件>

過去の一定期間における国別使用実績又は今後の一定期間の国別使用計画からみて、大括り表示のみでは表示が困難な場合には、「大括り表示＋又は表示」を用いることができるとし、根拠書類の保管を条件とします。

<誤認防止>

「大括り表示＋又は表示」をする場合は、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨の表示を付記します。

<表示例>

名称	トマトケチャップ
原材料名	トマト(輸入又は国産)、糖類(砂糖・ぶどう糖果糖液糖、ぶどう糖)、醸造酢、食塩、たまねぎ、香辛料

※トマトの産地は、2018年の使用実績順

◇「大括り表示＋又は表示」が認められる条件例

対象原材料の国別使用割合の月別実績

4~6月	A国	B国	C国	国産	輸入合計>国産(1位はA国)
7~9月	C国	A国	B国		輸入のみ(1位はC国)
10~12月	国産	B国	A国	C国	輸入合計<国産(1位は国産)
1~3月	B国	A国	C国	国産	輸入合計>国産(1位はB国)

3. 対象原材料が中間加工原材料である場合

原則として、当該中間加工原材料の製造地を「〇〇(国名)製造」と表示します。
ただし、中間加工原材料である対象原材料の生鮮原材料の原産地が判明している
場合には、「〇〇製造」の表示に代えて、当該原材料名と共にその原産地を表示
することができます。

<表示例>

◇製造地を表示

(原材料名の次に括弧を付して表示)

名称	りんご酢
原材料名	りんご果汁(ドイツ製造)、アルコール

◇製造地を表示

(原料原産地名の事項欄を設けて表示)

名称	りんご酢
原材料名	りんご果汁、アルコール
原料原産地名	ドイツ製造(りんご果汁)

◇中間加工原材料の原料の産地を
遡って表示

※当該生鮮原材料名と共に
その原産地を表示

名称	りんご酢
原材料名	りんご果汁、アルコール
原料原産地名	ドイツ(りんご)

◇誤認防止策 ※「又は表示」、「大括り表示＋又は表示」を用いる場合

一定期間において、使用割合が極めて少ない原材料の原産地については、誤認防止のため、使用割合が5%未満である旨を表示します。

<表示例>

名称	トマトケチャップ
原材料名	トマト(アメリカ又はスペイン又はポルトガル(5%未満))、糖類(砂糖・ぶどう糖果糖液糖、ぶどう糖)、醸造酢、食塩、たまねぎ、香辛料

※トマトの産地順・割合は、2018年の使用実績

◇義務表示対象外

表示を要しないもの

- ・加工食品を設備を設けて飲食させる場合
- ・容器包装に入れずに販売する場合
- ・食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合
- ・不特定又は多数の者に対して譲渡する場合
- ・他法令によって表示が義務付けられている場合

表示を省略することができるもの

- ・容器包装の表示可能面積がおおむね30cm²以下の場合

食品表示基準 旧基準からの主な変更点 まとめ

⑤国内で製造されたすべての加工食品は、製品に占める重量割合上位1位の原材料について、その原産地表示が必要です。

①添加物以外の原材料と添加物を明確に区分するために、記号／(スラッシュ)で区分、改行で区切る、または別項目に表示。

名称	ウスターソース
原材料名	野菜・果実(トマト、りんご、たまねぎ、その他)、糖類(砂糖、ぶどう糖)、醸造酢(国内製造)、食塩、アミノ酸液、コーンスターチ、香辛料、発酵調味料、 増粘多糖類、甘味料(甘草)、(一部に大豆・りんごを含む)
内容量	500ml
賞味期限	2021.10.16
保存方法	直射日光を避け、常温で保存
販売者	〇〇〇〇株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町〇〇-〇〇

②アレルギー表示は個別表示が原則。例外的に一括表示でも可能だが、全てのアレルゲンの表示が必要。

栄養成分表示 100gあたり

エネルギー	135kcal
たんぱく質	1.2g
脂質	0.0g
炭水化物	30.5g
食塩相当量	5.5g

(推定値)

製造所 □□食品株式会社
大阪府大阪市中央区日本橋〇〇-〇〇

④製造所固有記号のルールが変更。同一製品で2カ所以上の工場で作成していただければ使用不可となり、製造者を記載します。

③栄養成分表示が義務化。義務表示は5項目、推奨表示は2項目に。ナトリウムから食塩相当量になります。

3品目共通のポイント！

個別のルールが定められた
品目については、
個別のルールを最優先します。

「食品表示基準第10条第1項」の解釈について

第10条 食品関連事業者が**業務用加工用食品**を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項がそれぞれ第3条及び第4条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、**第3条第1項ただし書の規定は適用しない。**

(横断的義務表示) (個別的義務表示)

第3条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品(業務用加工食品を除く。以下この節において「一般加工用食品」という。)を販売する際には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

ただし、別表第4の上欄に掲げる食品にあっては、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

(参考)

別表第4(第3条関係):加工食品の個別の表示方法(義務表示に係るもの) (横書きにしたもの／一部抜粋)

食品	用語	定義
ウスターソース類	名称	ウスターソースにあつては「ウスターソース」と、中濃ソースにあつては「中濃ソース」と、濃厚ソースにあつては「濃厚ソース」と表示する。 (以下省略)
	原材料名	使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 ①野菜及び果実は、「野菜・果実」(野菜のみの場合は、「野菜」とする。)の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「たまねぎ」、「にんじん」、「トマト」、「りんご」、「デーツ」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、表示する野菜及び果実の名称が4種類以上となる場合は「その他」と表示することができる。 (以下省略)
		(以下省略)

「食品表示基準第10条第1項」の解釈について

第10条 食品関連事業者が**業務用加工用食品**を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項がそれぞれ第3条及び第4条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、**第3条第1項ただし書の規定は適用しない。**



第3条
用加工
を販売
に定め
ただし
掲げる
従い表

☆適用しなくても良い

⇒ 必ずしも別表第4の表示の方法に従い表示しなくても良い

⇒ 別表第4の表示の方法に従い表示することがベター！

「食品表示基準第10条第1項」の解釈について

(消費者庁表示企画課より)

市場が混乱する恐れがあるので、
同じ食品(品目)にあっては、
一般加工用食品・業務用加工食品の種別を
問わず、個別の品目に定められたルールを
適用することが望ましい。

品目別の改正ポイント 及び表示例について

(ウスターソース類、トマト加工品、醸造酢)

ウスターソース表示例 ①

《原材料名欄に括弧書きで表記》

名称	ウスターソース
原材料名	野菜・果実（トマト（中国）、たまねぎ、りんご、その他）、醸造酢、糖類（砂糖、ぶどう糖）、食塩、アミノ酸液、発酵調味料、香辛料／カラメル色素、甘味料（甘草）、香辛料抽出物、（一部にりんご・大豆を含む）
内容量	300ml
賞味期限	2021年12月31日
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町●－●－●

※野菜・果実 > 醸造酢 > 糖類で、
トマト > 醸造酢 > 砂糖 の場合

ウスターソース表示例 ②

《生鮮に遡らず中間加工原材料の製造地を表示する場合》

名称	ウスターソース
原材料名	野菜・果実（たまねぎ、トマト、にんじん、その他）、醸造酢、糖類（砂糖、ぶどう糖）、食塩、アミノ酸液、発酵調味料、香辛料
原料原産地名	カラメル色素、甘味料（甘草）、香辛料抽出物 ニュージーランド製造（オニオンペースト）
内容量	300ml
賞味期限	2021年12月31日
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町●－●－●

※ 野菜・果実 > 醸造酢 > 糖類で、
たまねぎ > 醸造酢 > 砂糖 の場合

ウスターソース表示例 ③

《「中間加工原材料の製造地表示」を原材料名欄に括弧書きで表記①》

名称	ウスターソース
原材料名	野菜・果実（トマト、たまねぎ、にんじん、その他）、醸造酢（国内製造）、糖類（砂糖、ぶどう糖）、食塩、アミノ酸液、発酵調味料、香辛料／カラメル色素、甘味料（甘草）、香辛料抽出物
内容量	300ml
賞味期限	2021年12月31日
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町●－●－●

※野菜・果実 > 醸造酢 > 糖類であるが、
醸造酢 > トマト > 砂糖 の場合

ウスターソース表示例 ④

《「中間加工原材料の製造地表示」を原材料名欄に括弧書きで表記②》

名称	中濃ソース
原材料名	野菜・果実（たまねぎ、トマト、りんご、その他）、糖類（果糖ぶどう糖液糖（国内製造）、砂糖）、醸造酢、食塩、香辛料 増粘剤（加工でん粉）、カラメル色素、調味料（アミノ酸）
内容量	300ml
賞味期限	2021年12月31日
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町●－●－●

※野菜・果実 > 糖類 > 醸造酢であるが、
果糖ぶどう糖液糖 > 醸造酢 > たまねぎ の場合

Point!

Q：糖類の原料原産地の書き方の例を知りたい

糖類（砂糖、ぶどう糖）の場合

例) ○ <砂糖が国内製造である場合>
糖類（砂糖（国内製造）、ぶどう糖）

糖類（砂糖・ぶどう糖果糖液糖）の場合は両方の原料原産地が必要となる

例) ○ <両方とも国内製造の場合>
糖類（砂糖・ぶどう糖果糖液糖）（国内製造）
○ <砂糖は国内製造、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖は韓国製造の場合>
糖類（砂糖・ぶどう糖果糖液糖）（国内製造、韓国製造）

トマトケチャップ表示例 ①

《複数の原産地の原料を混合している場合の表記》

名称	トマトケチャップ
原材料名	トマト（アメリカ、ポルトガル、中国）、糖類（ぶどう糖果糖液糖、ぶどう糖、砂糖）、醸造酢、食塩、たまねぎ、香辛料
内容量	300g
賞味期限	2020年12月31日
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町●－●－●

トマトケチャップ表示例 ②

《原料原産地を2カ国以上表示し、
それ以外を「その他」と表示する場合の表記》

名称	トマトケチャップ
原材料名	トマト（アメリカ、ポルトガル、その他）、糖類（ぶどう糖果糖液糖、ぶどう糖、砂糖）、醸造酢、食塩、たまねぎ、香辛料
内容量	300g
賞味期限	2020年12月31日
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町● - ● - ●

補足

《原料原産地を2カ国以上表示し、
それ以外を「その他」と表示する場合の表記例 番外》

○ トマト（長野県、愛知県、アメリカ）

× トマト（長野県、愛知県、その他）

※長野県、愛知県では日本1カ国なので、このような時に「その他」は使えません！

トマトケチャップ表示例 ③

《「又は表示」をする場合の表記》

名称	トマトケチャップ
原材料名	トマト（アメリカ又はポルトガル又は中国）、糖類（ぶどう糖果糖液糖、ぶどう糖、砂糖）、醸造酢、食塩、たまねぎ、香辛料
内容量	300g
賞味期限	2020年12月31日
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町●－●－●

※ トマトの産地は、前年の使用実績順

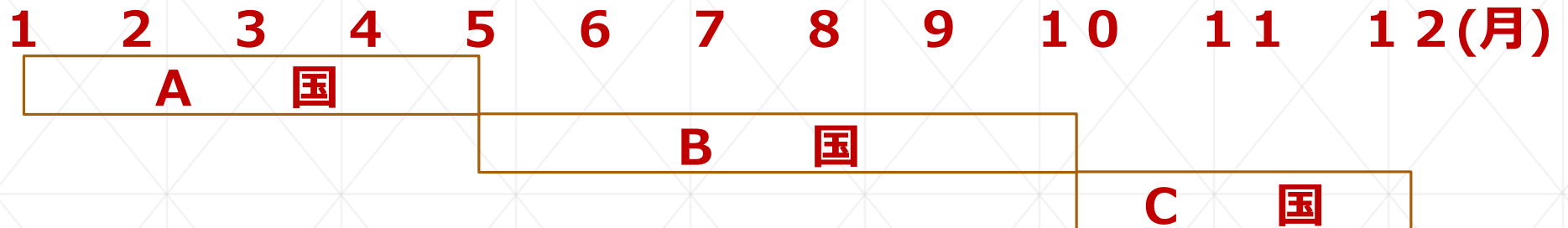
トマトケチャップ表示例 ④

《「大括り」をする場合の表記》

名称	トマトケチャップ
原材料名	トマト（輸入）、糖類（ぶどう糖果糖液糖、ぶどう糖、砂糖）、醸造酢、食塩、たまねぎ、香辛料
内容量	300g
賞味期限	2020年12月31日
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町●－●－●

Point!

Q：1年を通して3か国（A国、B国、C国）からトマトを輸入しているが、使用する際は1か国ずつ使用している場合、大括り表示は使用可能か



A：上記のような場合（参考）QA原原-31

QAには例として記載はないが、このような場合も大括り表示は可能

トマト（輸入）

トマトケチャップ表示例 ⑤

《「大括り」と「又は」を併用して表記》

名称	トマトケチャップ
原材料名	トマト（輸入又は国産）、糖類（ぶどう糖果糖液糖、ぶどう糖、砂糖）、醸造酢、食塩、たまねぎ、香辛料
内容量	300g
賞味期限	2020年12月31日
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町●－●－●

※ トマトの産地は、前年の使用実績順

Point!

**Q：トマトの過去の一定の使用実績の中で、3か国の輸入品と国産(5%未満)を使用しており、時期によって3か国の使用量が変動し重量順が確定しない
また、国産が重量順で1位になることはないが使用しない時期もある という場合、大括り表示をしたらどのような表示をしたらよいか**

**A:「大括り表示＋又は表示」の基本的な考え方はQA原原-34を参照
上の質問では、国産を使用しない時期があることから、「又は表示」が可能**

トマト (輸入又は国産(5%未満))

※ただし国産原料を使用しない時期がない場合で、国産原料が必ず輸入より少ない場合はトマト(輸入、国産)となる

醸造酢の表示例

《「中間加工原料の製造地表示」を原材料名欄に括弧書きで表記》

名称	醸造酢
原材料名	アルコール（国内製造）、穀類（小麦、米、コーン）、食塩、酒かす
酸度	4.2%
内容量	900ml
賞味期限	2021年12月31日
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町●-●-●

最後に もうひとつ

商品量目制度

計量法	内 容
法第13条 (内容量の表記義務)	<p>政令で定められた特定商品を密封して販売する場合は、量目公差を超えないよう計量して、その包装容器に量目を表記するとともに、表記した者の氏名(名称)や住所も併せて表記しなければならない。(法13条第1項、第3項)</p> <p>(法第13条第1項で指定される特定商品については、P2, 3をご覧ください)</p> <p>13条1項で指定された商品以外の特定商品(第12条で指定される特定商品)を密封し、内容量を表記する場合においても、第13条第1項と同様に計量し、表記しなければならない。(法13条第2項、第3項)</p> <p>また、内容量を表記するときは、次の点に注意してください。(省令第1条)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 購入者が見やすい箇所に見やすい大きさ、色をもって表記する。2. <u>単位の記号はkg、g、L、ml等、規則第2条で定められた記号を使うこと。</u> (上記の記号は標準として定められており g、ℓ を使用しても法律違反ではないが、できるだけ直立体を使用して下さい)3. 内容量の数字が1万以上としない単位を用いること。

お問い合わせは・・・

一般社団法人日本ソース工業会

TEL: 03-3639-9667

E-MAIL: info@nippon-sauce.or.jp

一般社団法人全国トマト工業会

TEL: 03-3639-9666

E-MAIL: info@japan-tomato.or.jp

一般財団法人全国調味料・野菜飲料検査協会

TEL: 03-3639-9668

E-MAIL: info@chouyaken.or.jp